

コンプライアンス遵守に向けて

小美玉市立羽鳥小学校長

本校では、コンプライアンス遵守に向けて、以下の取組を行っています。

1 校内研修の実施

① トップダウン型の研修

管理職が様々なコンプライアンスについて、教職員に職員集会や職員会議等を通じて指導しています。指導する際には、以下の言葉をキーワードとしています。

□ 「悪事は必ず明らかになる」

悪いことをすれば、いつかはその事実が明らかになる日がやってくる。その時には、仕事を失い、家族を悲しませ、児童や保護者、地域からの信頼を失墜する。自分一人だけの問題では済まないことを強く認識すること。

□ 「一人になった時が危ない」

コンプライアンス違反をするのは大抵一人になった時である。周囲に人（同僚・家族等）がいる場合に堂々とコンプライアンス違反をする人はない。一人になった時は判断を誤ったり甘くなってしまうたりする自分があるかもしれないことを肝に銘じること。

□ 「踏みとどまる」

あつてはいけないことだが、時に人は判断を誤りそうになる時がある。その時に自分を冷静に見つめ直し、誤った考えを打ち消し、踏みとどまれることが重要である。誘惑や欲望に負け、行動に移してしまったその先に明るい未来や将来はない。

② ボトムアップ型の研修

不祥事の未然防止ならびにコンプライアンスに関する認識を全教職員で確認するため、6名の教職員で構成されたコンプライアンス推進委員が、毎月コンプライアンス研修を企画し、実施しています。今年度の内容は以下の通りです。

- | | | |
|--------------|----------------|--------------------|
| ・信頼される教師とは | ・わいせつ行為等の根絶 | ・体罰や不適切な指導の根絶 |
| ・ハラスメントの未然防止 | ・学校徴収金等の適切な取扱い | ・個人情報の安全管理 |
| ・人権尊重 | ・飲酒運転の根絶 | ・事例を用いたグループ討論（年2回） |

2 不祥事未然防止に向けた組織的・具体的な取組の主なもの

- わいせつ行為や体罰・不適切な指導を未然に防止するため、別室での指導を行う際には原則として複数の教職員で対応する。（指導の内容によって別室での個別指導が必要な場合には、管理職の許可のもとに行うようにする）
- 飲酒運転根絶のため、事前に会場までの移動手段、帰宅の移動手段等について管理職に報告する。また、実際に帰宅する際は管理職が帰宅方法を確認する。
- 盗撮等の未然防止のため、教職員がトイレの中心を中心にカメラ等が置かれていないか確認する。異変を感じた場合には、すぐに管理職に報告する。
- 学校徴収金の適切な取扱いのため、可能な限り、現金での徴収は行わない。また、どうしても現金を保管しなければならない場合には、銀行等に一時預ける。会計処理の確認は、校長、教頭、教務主任、事務主任で確実に行う。
- 個人情報情報は職員室から持ち出すことを禁止する。どうしても必要な場合は、管理職の許可を得る。

